

サステナビリティ協議文書について

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター

たかはし まこと
高橋 真人

1. はじめに

2020年9月30日、IFRS財団評議員会は、「サステナビリティ報告に関する協議文書」¹を公表した。今回の協議は、グローバルなサステナビリティ報告基準に対する需要が存在するかどうか、存在する場合、IFRS財団がその基準設定に貢献することを支持するかどうか、支持する場合、協議文書が示すいくつかの方向性を支持するかどうかを尋ねるものとなっている。方向性に関しては、サステナビリティ基準審議会² (SSB) の設置が一つの案として含まれている。意見募集の期限は、2020年12月末である。以下、協議文書に沿って内容を検討する。なお、文中の意見は筆者の私見であり、IFRS財団の見解ではないことをおことわりする。

2. 評議員会における検討の経緯

2019年1月に、フィンランド出身のエルク

キ・リーカネン氏がIFRS財団評議員会議長に就任した。時を同じくして、5年ごとに行われるIFRS財団の「戦略レビュー」³が開始され、その過程でサステナビリティ報告に関する議論が始まった。評議員会は、2019年10月にIFRS財団内に「サステナビリティ報告に関するタスクフォース」を立ち上げ、世界各国のステークホルダーと非公式な協議（聞き取り調査）を重ねた。その結果、サステナビリティ報告に関しては、世界中で多くの基準・フレームワークが並存しており、分断（fragmentation）と複雑性（complexity）が増すリスクが高いこと、また、ステークホルダーの間で、さらなる一貫性（consistency）と比較可能性（comparability）の向上をもたらすグローバルなサステナビリティ報告基準に対する需要が高まっていることが確認された。さらには、グローバルなサステナビリティ報告基準の設定に、IFRS財団が一定の役割を果たすことを望む声が少なからずあることも確認された。このため、評議員会は、2020年6月の評議員会議でこの問題について公式の公開協議を行うこと

1 “Consultation Paper on Sustainability Reporting” : <https://cdn.ifrs.org/-/media/project/sustainability-reporting/consultation-paper-on-sustainability-reporting.pdf?la=en> 日本語 : <https://cdn.ifrs.org/-/media/project/sustainability-reporting/consultation-paper-on-sustainability-reporting-jp.pdf>

2 “Sustainability Standards Board”

3 <https://www.ifrs.org/groups/trustees-of-the-ifrs-foundation/pages/general-reviews/>

を決定し、「サステナビリティ報告諮問グループ (AGSR)」⁴からの助言も踏まえた上で、2020年9月30日に協議文書を公表した。

3. 協議文書の特徴

今回の協議には、いくつかの特徴的な性格が見られる。

第一に、デマンド・ドリブンであるという点である。この協議は、IFRS財団が新しい仕事を自ら作り出そうとしたものではなく、非公式な協議で確認されたグローバルなサステナビリティ報告基準への需要の存在と、IFRS財団がその基準設定に関与することへの期待の高まりが背景となっている。

第二に、この協議は、条件付であるという点である。SSBの設置は、後述する「成功のための要件」が満たされることが前提となっている。

第三に、中立的な協議であるという点である。SSBの設置、「気候変動先行」、「シングル・マテリアリティ優先」(後述)などの方向性が示されているが、協議そのものは、予断を持たず、オープンに問いかけるものとなっている。

4. SSBの設置

評議員会は、IFRS財団がサステナビリティ報告に関与する方法をいくつか検討したが、SSBの設置が有力なオプションの一つであるという点で合意した。SSBは、国際会計基準審議会 (IASB) と並列でIFRS財団内に設置

され、IASBとともに既存の評議員会の監督下に置かれる。評議員会は、IFRS財団が有する三層のガバナンス構造⁵、基準設定プロセス、グローバルなネットワークはSSBでも活用可能と考えている。また、IASBとSSBの協調により、財務報告とサステナビリティ報告の間で整合性が維持され、シナジーも生まれると考えている。

ただし、評議員会は、以下の7項目をSSBの「成功のための要件」としており、これらの要件が満たされることをSSB設置の条件としている。

- ① 主要なステークホルダーからのグローバルな支持
- ② 地域のイニシアチブとの協力
- ③ 適切なガバナンス構造の確保
- ④ 専門性を有する人材の確保
- ⑤ 新たな財源の確保
- ⑥ 財務報告とのシナジーを生み出すための仕組みづくり
- ⑦ 現行の財団の使命とリソースが毀損されないこと

上記のとおり、IASBの財源と人材をSSBに流用しないことと、IASBの基準設定の品質を落とさないことは要件に含まれている。しかし、これら7つの要件を満たすための具体的な方法(例えば、④の人材と⑤の財源をどうやって確保するのか。)は示されていない。また、SSBの設計(例えば、理事の人数、属性など)も示されていない。

5. 既存のイニシアチブとの協力

評議員会は、既存のイニシアチブと競合・競

4 “Advisory Group on Sustainability Reporting” グローバルな有識者からのアドバイスをを得るため、2020年7月に財団が設置した。

5 IASB、評議員会、及び、モニタリングボード。

争するのではなく、既存のイニシアチブと協力しながら、既存のイニシアチブの作業を基礎として、SSBが基準設定を行うことを提案している。

既存のイニシアチブの動向としては、協議文書の公表日当日に、CDP（旧カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト）、気候変動開示基準委員会（CDSB）、グローバル・レポーティング・イニシアチブ（GRI）、国際統合報告評議会（IIRC）、サステナビリティ会計基準審議会（SASB）の5団体が連名でIFRS財団への協力を表明した⁶。この5団体は、これに先立ち、2020年9月11日にサステナビリティ報告基準・フレームワークの統合に向けた共同声明⁷を発表している。こうした事実から推測すると、これら5団体との協力体制は達成できそうに見える。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に関しては、FSBを通じて協力関係は既に構築済みと思われる。

なお、協議文書には「既存のイニシアチブの作業を基礎として」に関する具体的な説明はない。仮に、後述する「気候変動先行」アプローチを採用し、「既存のイニシアチブの作業を基礎とする」ならば、TCFDの最終提言をアドプションするといった方法も考えられるが、具体的な方法は示されていない。

6. 地域のイニシアチブとの協力

欧州では、2014年にEU非財務報告指令⁸が

出され、2017年にEU非財務報告ガイドライン⁹が発行された。現在、EUは、2014年非財務報告指令の見直しを作業中であり、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に対し、EU非財務報告基準¹⁰を設定するよう指示を出している。

仮に、IFRS財団がグローバルなサステナビリティ報告基準を設定しても、国または地域が独自に基準を設定してしまうと、グローバルな比較可能性と一貫性は達成されない。国または地域のイニシアチブとの協力・協調は、きわめて重要な課題である。

7. SSBの基準設定の方向性

① 「気候変動先行」アプローチ

評議員会は、非公式な協議により、気候変動関連情報に関するニーズの緊急性が特に高いことがわかったとしている。このため、仮にSSBが設置された場合には、まず気候変動関連の報告基準に着手し、その後、時間の経過とともに、気候関連以外の環境分野を対象を広げ、最終的には、より広範なESG項目、すなわち社会的事項、その他の関連事項へと作業範囲を拡大していくことを提案している。

現実的なアプローチと思われるが、SSBの最終的な作業範囲とそこに至るまでのタイムラインは示されていない。

6 <https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Open-Letter-to-Erik-Thedeen-Chair-of-the-Sustainable-Finance-Task-Force-of-IOSCO.pdf>

7 <https://29kjwb3armds2g3gi4lq2sx1-wpengine.netdna-ssl.com/wp-content/uploads/Statement-of-Intent-to-Work-Together-Towards-Comprehensive-Corporate-Reporting.pdf>

8 <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0095&from=EN>

9 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0705\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017XC0705(01)&from=EN)

10 <https://www.efrag.org/News/Public-243/EFrag-mandated-to-provide-recommendations-on-possible-European-Non-Financial-Reporting-Standards>

② 「シングル・マテリアリティ優先」アプローチ

サステナビリティ報告における重要性（マテリアリティ）の概念（何が重要な情報であるか）には、シングル・マテリアリティ（環境などの事象が企業に与える影響を重要な情報とする概念）とダブル・マテリアリティ（環境などの事象が企業に与える影響と企業が環境などの事象に与える影響の両方を重要な情報とする概念）の2通りがある。シングル・マテリアリティの場合、ステークホルダーは、投資家などの市場関係者が中心となるが、ダブル・マテリアリティの場合は、市場関係者にとどまらず、消費者、従業員、市民、NGO など多岐に及ぶ可能性がある。既存のイニシアチブには、シングル・マテリアリティに属するものと、ダブル・マテリアリティに属するものがある。EU 非財務報告ガイドラインは、ダブル・マテリアリティに属する。

評議員会は、SSB が最初からダブル・マテリアリティに取り組むことは、作業の複雑性を大きくするとして、シングル・マテリアリティから始めることを提案している。ダブル・マテリアリティを採用すると、上述のとおりステークホルダーの範囲が大きく拡大する可能性があるため、多様なステークホルダーとの関係の整理・構築が、きわめて重要な課題になると思われる。

③ 「保証の達成」アプローチ

評議員会は、グローバルなサステナビリティ報告で開示される情報が、最終的には外部の第三者によって保証される必要があるであろうと考えている。また、サステナビリティ情報の保証のフレームワークが財務諸表の保証のフレー

ムワークに近いものになることが望ましいと考えている。

国際会計士連盟（IFAC）は、IFRS 財団がこの協議文書を公表する前の2020年9月11日に、IFRS 財団が第二の審議会を設置することを歓迎する声明¹¹を出している。

8. 質問事項

質問	内容
1	グローバルなサステナビリティ報告基準は必要か。（Yes の場合、IFRS 財団が基準設定に関与すべきか。No の場合、ほかにどのようなアプローチが考えられるか。）
2	SSB の設置を支持するか。
3	SSB の「成功のための要件」に追加またはコメントはあるか。
4	IFRS 財団の外部とのネットワークを SSB 基準の普及に活用できるか。
5	既存のイニシアチブとの協力、これまでの作業の活用の方法。
6	地域のイニシアチブとの協力、これまでの作業の活用の方法。
7	「気候変動先行」アプローチを支持するか。
8	気候関連だけでなく、より広い環境項目を作業範囲に含めるべきか。
9	「シングル・マテリアリティ優先」アプローチを支持するか。
10	「保証の達成」アプローチを支持するか。（No の場合、ほかにどのような方法で情報の有用性を保証するか。）
11	ほかにコメントがあるか。

11 <https://www.ifac.org/news-events/2020-09/ifac-calls-creation-international-sustainability-standards-board-alongside-international-accounting>

9. おわりに

日本では、これまで非財務情報開示の一貫性、比較可能性にあまり関心が高くなかったように思われる¹²。この分野で先行しているのは欧州と米国であるが、中国も国際的に意見発信している。今回、評議員会のタスクフォースは、世界の主要市場で相当数の関係先にインタビューしたが、日本では年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）だけが選ばれた。AGSR設置の際も、日本には声がかからなかった。今回の協議文書に対して、日本のさまざまなステークホルダーから多くの意見が発信されることを期待したい。

12 2020年6月に、一般社団法人ESG情報開示研究会が設立された。